

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第51回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成30年3月9日（金）14:57～16:10

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，武井康年，田邊 誠（委員長），團藤丈士，山下隆志

（敬称略。五十音順）

（庶務）茂原広島高裁総務課長，横田広島高裁総務課課長補佐

（説明者）友重広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成30年下半期（平成30年9月から平成31年1月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

新任委員として團藤委員，山下委員が紹介された。

(2) 経過の報告等

ア 庶務から，前回の第50回広島地域委員会以降の経過として，平成30年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者について，当地域委員会に寄せられた情報を取りまとめて平成29年11月7日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）に報告した

こと、平成29年12月1日の第81回、同月18日の第82回及び平成30年2月22日の第83回の各中央委員会の審議結果の内容等が報告された。また、第83回の中央委員会を受けて、広島地域委員会に平成30年下半期（平成30年9月から平成31年1月まで）の再任（判事任命）候補者についての情報収集依頼があったことが報告された。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

(3) 審議

平成30年下半期（平成30年9月から平成31年1月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 当地域委員会に関する指名候補者の所属庁ごとの名簿（期、在籍期間、所属部を付記する。）を作成し、平成30年5月24日（木）を受付期限と定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

イ 依頼文書の内容については、前回と同様の内容とされた。

ウ 情報提供（情報受付の周知）の依頼に際して、各検察庁の検察官の数及び各弁護士会の会員数に相当する、広島地域委員会宛ての料金受取人払封筒を添付することとされた。

エ 情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が当地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を執り、寄せられた情報について、早急に検討を要する事項がある場合は、委員長が他の委員の意見を聴きながら、追加調査の要否及び方法を検討し、必要に応じて、委員長の判断で地域委員会を招集することとされた。

オ 情報提供者に対する御礼状について

(ア) 庶務及び説明者から、各地域委員会の取扱いを調べたところ、情報提供者に御礼状を送付している地域委員会はなかったこと、地域委員会は、指名候補者に関する情報を収集して取りまとめた内容を中央委員会に報

告しているが、同情報収集については、第2回の中央委員会の審議によって、裁判官の指名の適否に関する有用な情報提供が期待できる法曹から情報提供を受けるのが適当とされていることが説明された。

(イ) 委員からは、御礼状の送付によってより多くの情報提供が期待できるとの意見のほか、司法制度改革における指名諮問委員会の設立の趣旨（司法制度を支える人的基盤の拡充）を考えると、法曹三者が司法制度を支える人的基盤の充実・強化に協力することは、法曹三者の責務であり、地域委員会への情報提供も同責務の一つと考えられ、御礼状の送付は不要であるとの意見が述べられた。

(ウ) 情報提供者に対する御礼状は送付しないこととされた。

(4) 今後の予定等

次回以降の期日は、次のとおりとされた。

ア 平成30年6月11日午前10時

イ 平成30年9月18日午後3時

ウ 平成30年10月30日午後3時

(以上)